

令和 5 年度 立川市教育委員会学校教育の指針について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 24 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗原 寛

理 由

各小中学校が令和 5 年度教育課程を編成するにあたり指針を示す必要があるため。

令和5年度 立川市教育委員会学校教育の指針（案）

立川市教育委員会

立川市教育委員会は、立川市教育委員会の教育目標（平成27年4月16日立川市教育委員会決定）に掲げた教育を推進するため、「立川市第3次学校教育振興基本計画」及び「立川市第3次特別支援教育実施計画」に基づき、確かな学力、豊かな心、健康・体力を育む教育の一層の充実を図る。

そのため、「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」の理念の下、3つの基本方針と9つの基本施策を基に、令和5年度において重点的に取り組む教育施策等を学校教育の指針として示す。

ネットワーク型学校経営システム（※1）を学校経営の中核に位置付け、「学力・体力の向上」、「生命を尊重する教育の推進」、「特別支援教育の推進」、「立川市民科（※2）の充実」の重点施策について推進を図る。具体的には、コミュニティ・スクール（※3）と地域学校協働本部（※4）が一体となって、教育活動を展開することにより、地域との協働による学校経営の充実を図る。

小・中学校全校が教育課程特例校として立川市民科を教育課程に位置付け、それぞれの地域とともに創意工夫して取り組むとともに、カリキュラム・マネジメント（※5）の視点も踏まえた探究的学習を推進する。

改訂された生徒指導提要（※6）を踏まえ、全ての児童・生徒が現在や将来における自己実現を図っていくための能力を自ら育成することを目指す。

市の教育目標、本指針及び学習指導要領、生徒指導提要の趣旨を踏まえて、各学校は学校の教育目標や基本方針、指導の重点等を設定するとともに、社会に開かれた教育課程として編成・実施・評価・改善し、次代のまちを担う児童・生徒の育成のために創意ある学校経営に取り組む。

- （※1）**ネットワーク型学校経営システム**…教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域や家庭、関係諸機関、企業、大学等と連携して効果的に生み出し、教育活動に生かしていくシステム。
- （※2）**立川市民科**…地域に根ざした探究的な学習等を通して、市民性を育むことにより、多様性を尊重し、世界の人々とも力を合わせ、「よりよい社会」の実現に向け、主体的に考え、行動する市民を育成することが目的。
- （※3）**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**…地域住民、保護者、学識経験者、保護司等、教育委員会が認める者を構成員とする学校運営協議会を設置し、地域とともに子どもたちの成長を支える仕組み。
- （※4）**地域学校協働本部**…地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを行うことが目的。
- （※5）**カリキュラム・マネジメント**…教科横断的な視点で教育活動を組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育活動の質の向上を図っていく。
- （※6）**生徒指導提要**…生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的に取組を進めることができるよう、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論や考え方、指導方法等をまとめたもの。

I 学校教育の充実

～「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育む～

1 学力の向上

(1) 習得・活用・探究という学びの過程を重視した学力の向上

① 教科等横断的な学習

- ・各教科等で育成する力とはもとより、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力や新たな価値を生み出す豊かな創造性等を教科等横断的な視点に基づいて育成する。

② 身に付けた力を活用する探究的な学習

- ・各学校が立川市民科及び総合的な学習の時間で育成する力を明確にし、現実の生活に関わる探究的な学習や児童・生徒が身に付けた力を活用できる学習活動等を充実させる。

(2) 授業改善の推進

① 授業の質的な向上

- ・国及び都の学力調査、東京ベーシック・ドリル等の分析結果や授業改善のポイントを明示し、授業の質的向上を図る。
- ・学びの目的や授業のねらいを明確にした授業を行う。具体的には、授業のめあて（児童・生徒の学習目標）を示して授業に見通しをもたせ、問題解決における「自力解決」や「学び合い」「振り返り」の学習場面を意図的・計画的に設定し、学びの質を高め、学力の向上を図る。

② 立川スタンダードの活用による授業改善

- ・職層や経験年数を問わず市内全教員に求められる授業の基礎・基本を示した「立川スタンダード（基本的指導課程）20（※7）」を活用し、教員の資質・能力の向上や、「主体的・対話的で深い学び（※8）」の実現に向けた組織的な授業改善を行う。
- ・「主体的・対話的で深い学び」を実現するための基盤となる学級づくりを確立するため、「立川学級力スタンダード（※9）」のより一層の活用により、各教科・領域の学習活動を通して学級経営を充実させる。

③ 習熟度別少人数指導の充実

- ・算数・数学科、中学校外国語科における習熟度別少人数指導の授業改善をさらに推進し、学習集団の特性に応じた指導の工夫及び個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な学習内容の定着と発展的な学習により、学力の伸長を図る。

④ 教員の専門性を生かした指導

- ・各小学校の高学年において、学校の状況に応じて教科担任制を進める。

(3) 個に応じた学習支援の充実

① 授業時の個に応じた支援

- ・教職員間の情報共有や家庭との連携等により、児童・生徒一人ひとりの能力や学習の進捗等を把握し、誰ひとり取り残さない支援の手だてを図る。

② 多様な学習機会の設定

- ・放課後や長期休業日等を活用した補充的な学習機会「地域未来塾事業」の推進により、基礎学力の定着や主体的に学習に取り組む態度を育成する。
- ・立川市の理科教育振興事業「Tachi・Rika」の取組として、児童・生徒の科学的な探究を表現したり、実験・観察を行う「小学生科学展」や「中学校夏季科学講座」等を実施する。

（４）教育力向上の推進

① 研究の充実

- ・立川市民科、カリキュラム・マネジメント、小学校高学年の教科担任制等のモデル校を指定し、研究成果を広く発信することにより全校での授業改善に結び付ける。
- ・立川市教育委員会と立川市立小学校・中学校教育研究会とが連携し、教育研究に取り組み、その成果をリーフレットにまとめるとともに、広く研究成果を共有し、各校の教育力向上を図る。
- ・各学校が児童・生徒等の実態を分析し、学校としての課題解決に資する校内研究を推進する。

② 研修の充実

- ・教員一人ひとりが、自らの専門性を高めるために必要な研修を主体的に受け、質の高い教職員集団を構築する。
- ・初任者研修、2・3年次研修、中堅教諭等資質向上研修、授業力アップ研修、夏季教員研修、理科実験における安全指導研修、ICT活用研修等を通して、教員の指導力の向上を図る。

③ 理科の実験・観察の支援

- ・立川市の理科教育振興事業「Tachi・Rika」の取組として、授業における観察・実験の支援等を行い、理科の指導力の向上を図る。

（５）外国語教育の推進

① コミュニケーション能力の向上

- ・小学校教員と中学校英語科教員または外国語指導助手（ALT）とのティーム・ティーチングによる授業を実施し、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上と外国語活動・外国語と中学校の外国語科との円滑な接続を図る。
- ・TGG GREEN SPRINGS（立川）の活用を推進し、英語でコミュニケーションがとれる喜びや楽しさを体験させて、英語学習に対する学習意欲を高める。

② 教員の指導力の向上について

- ・小学校教育研究会外国語部による研究を市内全小学校で共有することや、外国語の指導教諭による授業公開等により、小学校教員の英語指導力向上及び指導内容の充実を図る。また、中学校においては、授業を英語で行うことを基本とし、生徒の理解の程度に応じた授業を展開する。
- ・英語推進リーダーや外国語の指導教諭の活用、教科担任制による専門性を生かした指導を推進し、外国語及び外国語活動の授業の改善、充実を図る。

（６）ICT 教育の推進

① ICT を活用した授業の推進

- ・タブレット PC を計画的・効果的に活用し、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、思考力、判断力、表現力等を育む授業を展開し、児童・生徒の学力の向上を図る。
- ・校務 PC 及びタブレット PC 等を活用して、学習指導案及びワークシート、教材等を教員間、学校間で共有し、ICT 機器を活用した授業を推進する。
- ・子どもたちが主体的に ICT 活用のルールやマナーを学び、情報社会における正しい判断力を身に付け、自律的に使用することができる態度を家庭との連携を図りながら育み、情報を適切に選択し活用するメディアリテラシーを育成する。
- ・論理的思考力を身に付けさせるため、プログラミング教育の充実を図る。

（※7）『**主体的・対話的で深い学び**』…学習指導要領で示された育成を目指す児童・生徒の資質・能力（三つの柱）「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育むための学びの視点。

（※8）『**立川スタンダード（基本的指導過程）20**』…主体的・対話的で深い学びを実現させるために、教員が自らの授業を振り返り、自己評価できるように具体的に示したチェックシート。

（※9）『**立川学級カスタンダード**』…学級集団や児童・生徒一人一人の生活をよりよくするために、児童・生徒一人一人が自らの学級を自己評価し、課題解決に向けた取組を実施するためのチェックシート。

２ 豊かな心を育むための教育の推進

（１）心の教育の推進

① 生命を尊重する教育の徹底

- ・学校の教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育など生命を尊重する教育の徹底を図る。
- ・「SOS を出す力」「SOS を受け止め、支援する力」の育成を最優先の課題として、教職員、地域、関係機関等と連携し、生命と人権を守る教育の徹底を図る。

② 人権教育の推進

- ・「ふれあい月間」、「いじめ解消・暴力根絶旬間」及び「人権週間」等の取組を通して人権尊重の理念を児童・生徒に正しく理解させ、学校生活において実践させる。
- ・「人権教育プログラム（学校教育編）」及び人権教育ビデオ（DVD）等を活用した研修会を小・中学校全校で実施し、教員の人権意識や人権感覚を醸成する。

③ 道徳教育の推進

- ・小・中学校全校が「生命の尊さ」を内容とした道徳授業地区公開講座（※10）を開催し、意見交換会を通して、学校・家庭・地域が一体となって生命を尊重する教育を推進する。また、道徳科の授業を公開することにより、授業の活性化とともに質の向上を図る。
- ・道徳的な課題を一人ひとりの児童・生徒が自分自身の問題として捉え、向き合う、「考える道徳」「議論する道徳」の授業を展開する。
- ・「特別の教科 道徳」における問題解決的な学習、体験的な学習を推進するとともに指導と評価の一体化による授業改善を行う。

（２）健全育成の推進

① いじめの防止

- ・「立川市子どものいじめ防止条例」、「立川市子どものいじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめに対する学校の組織的・継続的な対応力を強化し、学校・家庭・地域が連携して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に努める。
- ・弁護士等の外部講師を招聘し「いじめ防止授業」を実施する。
- ・心理調査分析等を活用し、「学級集団の状況」と学級集団における「個人の状況（学校生活における意欲）」を客観的に捉え、いじめ問題の発見と予防に努め、違いを認め尊重し合う学級づくりを目指す。
- ・感染症等に関連する偏見や差別、いじめを生まないための指導を徹底する。

② 体罰・暴力行為の根絶

- ・体罰は児童・生徒の人権を侵害するものであり、いかなる理由があろうとも絶対に認められるものではないとの認識の下、人権意識を高め、人権感覚を磨き信頼関係に基づいた指導や児童・生徒の心に寄り添った指導を行う。
- ・暴力行為が発生した場合には、教育的配慮を根底に置き、加害児童・生徒の背景を踏まえて根本的解決に取り組むとともに、毅然とした姿勢で指導に臨み、全ての児童・生徒が安全・安心な学校生活を築けるようにする。

③ 安全かつ倫理的な SNS 等の活用

- ・外部機関と連携したセーフティ教室等の実施や SNS 東京ノート等の活用により、大量の情報や情報通信技術が生活に果たす役割や与える影響を考えるとともに、情報を安全かつ倫理的に活用するためのルールやマナーを考え、主体的に問題を解決しようとする態度を育てる。
- ・依存度チェックシートの活用や携帯電話・スマートフォン等の活用ルールを作成するよう啓発するなど、学校と家庭が連携して安全かつ倫理的に SNS 等を利用するよう指導する。

④ 不登校対策のための取組

- ・不登校児童・生徒に対する早期の支援の徹底を図る。学校等への支援については、指導主事、スクールソーシャルワーカー（※11）、特命担当（※12）からなる不登校等対応チームを有効に機能させるとともに、登校支援シート（※13）の作成と活用を図り、各学校が関係機関と連携して児童・生徒がもっている能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養う取組を強化する。
- ・各学校に教室以外の居場所を設置し、タブレット PC 等を活用するなどして、個に応じたきめ細かい指導を行う。
- ・教育支援センター（※14）において、不登校児童・生徒への支援を行う。

（３）国際理解教育の推進

① 伝統文化と国際理解の推進

- ・多様な文化を尊重できる態度や資質を養うために、各教科等を通して日本及び立川の伝統・文化への理解を深め、異なる文化との相互理解を促進する。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて取り組んできた日本の伝統・文化の体験事業や国

際交流等の授業実践を、「学校 2020 レガシー」として各学校が継続・発展させる。

（４）読書活動の充実

① 読書活動の推進

- ・保護者、地域の学校図書館ボランティアとの連携や市立図書館との連携、学校図書館支援指導員（※15）等の活用及び児童・生徒の委員会活動を充実させ、読書活動の推進と読書習慣の定着を図る。
- ・電子図書館を活用し、学校や家庭における読書活動を推進する。
- ・市立図書館では、児童・生徒による図書紹介のPOP（※16）の展示や、「たちかわ読書ウィーク」でのPOPバトル（※17）、市内高等学校と協力してのビブリオバトル（※18）を開催し、児童・生徒の図書館活用を推進する。

（５）社会との関わりを生かした活動の推進

① 持続可能な社会の担い手の育成

- ・SDGs で掲げられている現代社会の諸課題について、「誰ひとり取り残さない」という考えの下、持続可能な社会の担い手を育成する。
- ・自然環境の保護、エネルギーの効率的な利用など、持続可能な社会づくりの基礎となる環境教育の推進を図る。
- ・市内の美術館やファーレ立川アート等の芸術作品に触れる学習を通してものの見方の幅を広げるとともに、感性や想像力を育む。
- ・中学生の主張大会、税の作文、人権作文、薬物乱用防止の標語づくりやポスター制作などへの参加等、各教科等で学んだことを生かす活動や社会生活との関わりを生かした活動を推進し、豊かな心の育成に努める。
また、関係機関等と連携・協力して主権者教育に取り組む。
- ・中学校スキー移動教室、中学生サミット、オンライン等での学校間交流等による姉妹都市大町市との交流を行う。
- ・中学生平和学習派遣事業により、代表の生徒を被爆地である広島に派遣する。平和関連施設の見学や講話等を通して、平和への思いなど学んだこと、自ら考えたことを広く発信し、平和のバトンを未来へつなげる。

- (※10) **道徳授業地区公開講座**…道徳の授業公開及び意見交換を実施する講座。学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の充実を図ることを目的としている。
- (※11) **スクールソーシャルワーカー**…児童・生徒の家庭環境による問題に対処するため、関係機関と連携したり教員を支援したりする福祉の専門家。
- (※12) **特命担当**…「いじめ・不登校等対応チーム」の支援方針を受け、授業観察による学級経営等への指導・助言等、学校・学級の経営支援にあたる。退職した教員を臨時的に任用している。
- (※13) **登校支援シート**…「不登校傾向がある児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、当該児童・生徒の置かれた状況を関係機関と情報を共有し、組織的・計画的に支援を行うこと」を目的として、学校が組織的に作成する。
- (※14) **教育支援センター**…不登校の児童・生徒への支援を行うため、教育委員会が学校以外の場所や学校の余裕教室等を利用して在籍校への復帰や進路選択等の指導を行う施設。個別または小集団による学習指導、個別カウンセリング等を実施している。柏小学校（小学生対象）と錦学習館（中学生対象）に設置している。
- (※15) **学校図書館支援指導員**…学校の読書活動を推進するとともに、読書環境の整備を図るため立川市の小・中学校全校に派遣されている司書資格を有する者。
- (※16) **POP（ポップ）**…キャッチコピーや文章、イラストなどを用いて、本の魅力を伝え、おすすめする紹介カードのこと。
- (※17) **POP バトル**…毎年読書週間に市内図書館全館で行う「たちかわ読書ウィーク」に、市内の中高生から寄せられたPOPを展示し、人気投票を行う。
- (※18) **ビブリオバトル**…読んで面白いと思った本を紹介し合い、一番読んでみたいと感じた本に投票し、「チャンプ本」を決定する、本の紹介コミュニケーションゲームのこと。

3 体力の向上と健康づくりの促進

（１）体力向上の推進

① 体力向上のための授業改善の推進

- ・東京都統一体力テストの結果に基づく「授業改善推進プラン」について各校で検証するとともに、「立川スタンダード 20～体育・保健体育編～」を活用した授業改善に取り組む。

② オリンピック・パラリンピック教育を生かした学校 2020 レガシーの推進

- ・体育授業等の内容・指導方法の工夫・改善や日常的な運動・スポーツの実践による健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現に向けて、東京女子体育大学や地域に拠点を置くスポーツチーム等との連携により、多様な学習機会を創出するとともに、自己の体力及び運動能力の向上を図る一校一取組運動等の取組を充実させる。

③ 専門的な技能を有する人材の活用

- ・東京女子体育大学や立川市体育協会等と連携した体育授業の実施や運動部活動への支援の強化等において、専門的な知識及び技能を有する指導者等の人材を活用し、児童・生徒の基礎的・基本的な運動能力の向上を図る。

（２）健康づくりの推進

① 健康教育の推進

- ・体育、保健体育科の保健分野及び技術・家庭の家庭分野等の教科における指導とともに、養護教諭や学校医、

保健師等と連携した指導を推進し、病気の予防、心身の健康の保持増進、薬物乱用の防止等の健康教育を充実させる。また、医療関係等の外部機関と連携した「がん教育」や「性教育」の充実を図る。

② 基本的な生活習慣の定着

- ・小中連携の取組により、早寝、早起き、朝ご飯など生活リズムを整えることや家の手伝いなど家庭における役割を明確にするとともに、学校生活における決まりを守る等の基本的な生活習慣の定着を図る。

③ コロナ禍での新しい生活様式の徹底

- ・手洗いや咳エチケット、換気等の基本的な感染症対策等、感染状況に応じて継続する。
- ・コロナの影響による児童・生徒のストレスを鑑み、心身のケアを図る。

(3) 学校給食の充実

① 安全・安心な給食の提供

- ・国の「学校給食摂取基準」や「立川市学校給食衛生管理基準」などに基づき、栄養バランスを考慮した献立で安全・安心な給食を提供する。
- ・令和5年2学期から新学校給食共同調理場の業務を開始し、食缶方式による中学校給食を提供する。

② 食物アレルギー対応の徹底

- ・「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」（令和4年10月改正）に基づき、教育委員会・学校・保護者・調理関係者の情報共有や調理、配膳等における確認作業を徹底し、食物アレルギーがある児童・生徒に安全・安心な給食を提供する。
- ・新学校給食共同調理場の運営開始に伴い、令和5年2学期から中学校給食での食物アレルギー対応を開始する。対応手順等の周知を図り、安全・安心な食物アレルギー対応を徹底する。
- ・食物アレルギー事故の防止や緊急時の対応などについて知識及び対応力を習得するため、食物アレルギー対応研修を実施する。

③ 食育の推進

- ・学校給食共同調理場における食に関する年間指導計画に基づき、児童・生徒が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるため、栄養士が学級担任等と連携し、学校給食を活用した食育を推進する。
- ・各校の食育リーダーを中心に、小学校の生活科や家庭科、中学校の技術・家庭の家庭分野等における学習との関連を図り、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む心と体の健康づくりを「食」を通して推進する。

④ 地元農産物の使用拡大

- ・農家と農協、産業振興課、学校給食課の4者協議や栄養士と給食部会農家との実務者レベルでの打ち合わせを実施し、学校給食における地元農産物の使用量拡大に向けた取組を進める。

Ⅱ 教育支援と教育環境の充実

～「つながり」を大切にした特別支援教育の推進～

4 特別支援教育の推進

(1) 早期連携・早期支援の充実

① 早期連携・早期支援の充実

- ・子ども家庭支援センターの発達相談と教育支援課の就学相談・教育相談の連携の充実を図るとともに、就学支援シート及びサポートファイル（※19）の活用を促進する。
- ・「立川就学前スタンダード 20（※20）」等の活用による「子どもの育ちの視点」の共有化を進めるとともに、幼稚園・保育園と小学校の交流や研修を通して幼保・小連携教育を充実させる。

② 就学相談

- ・利用者にとって分かりやすく負担感の少ない就学相談となるよう改善を図るとともに、就学後の学校生活への適応に向けた継続相談を実施する。
- ・就学相談を通じて、小・中学校や保護者等に対し、インクルーシブ教育システムの理念等を周知し、児童・生徒一人ひとりに応じた特別支援教育の充実を図る。

③ 就学前機関から小・中学校間及び特別支援学校高等部の接続

- ・中学校区における通常の学級と特別支援学級との連携を実態に応じて進める。
- ・就学支援シートの情報を活用した「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成を進め、小・中学校間及び特別支援学校高等部等に円滑に引継ぐ。

(2) 学校における指導体制・指導内容の充実

① 学校における計画的な特別支援教育の推進

- ・学校の教育課程及び学校経営計画に特別支援教育の取組を明示するとともに、特別支援教育コーディネーターの複数化を進める。
- ・校内委員会の役割等を明確にし、あわせて特別支援教室の巡回指導教員が巡回校の特別支援教育副コーディネーターとして参加することにより、校内委員会を充実させる。
- ・ユニバーサルデザイン等の考え方に基づいた指導・支援の工夫について、学校・保護者・関連機関全体で共通理解を図り、実践する。

② 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、個別指導計画の活用

- ・「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、個別指導計画の作成と活用をさらに進め、小・中学校間及び特別支援学校高等部等に円滑に引継ぐ。

(3) 学校における特別支援教育の取組への支援

① 特別支援学級等の整備及び充実

- ・通常の学級、特別支援教室、自閉症・情緒障害特別支援学級において授業改善への取組を行い、発達障害のある児童・生徒に対する重層的な支援体制を充実させる。
- ・大山小学校に第二小学校（さくら学級）に続く自閉症・情緒障害特別支援学級を設置し、発達障害等の特性

に配慮した適切な指導を行うことで児童の成長を促し、児童への支援体制を充実させるとともに、学級における指導や学級運営を支援する。

- ・特別支援学級の教育課程編成に向けての技術的支援や、介助の必要な児童・生徒の個別指導計画等の作成支援を充実させる。

② 教員の専門性向上

- ・小・中学校教員の特別支援教育に関する理解を深め、さらなる支援の充実に向けて、特別支援学校及び大学との連携による専門性向上プラン等により特別支援学級等教員の授業力向上を図る。
- ・学校全体での合理的配慮の充実に向け、特別支援教育に関わる教員の免許状取得を推進する。

③ 巡回相談の充実

- ・学校からの要請に基づき、教育相談員（心理職）及び専門家（言語聴覚士）を派遣し、学校を支援する。

④ 特別支援学級臨時指導員等の専門性の向上

- ・特別支援学級臨時指導員、通常の学級介助員等の専門性の向上を図るための研修を行うとともに、情報交換の場を設ける。

（４）関係機関との連携

① 教育支援センターとの連携

- ・教育相談と教育支援センターが連携し、利用を検討している不登校児童・生徒の保護者との教育相談から、教育支援センターでの適切な指導・支援につなげる。
- ・「登校支援シート」等を活用して、不登校児童・生徒の学校等との関わりや、自分の進路の選択肢を広げられるよう支援する。

② 特別支援学校との連携

- ・教員研修や就学相談に特別支援学校のセンター的機能を活用するとともに、特別支援学校との連携により専門性向上プランを充実させる。
- ・医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援についての理解を促進し、学校での適切な支援につなげる。

③ 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携

- ・中学校卒業後の進路先と緊密に連携し、継続的に必要な支援を受けることができるようにする。

④ 特別支援教育に関わる関係機関との連携

- ・教育委員会、庁内の子育て支援・健康・福祉関係課、幼稚園・保育園、医療機関、福祉事業者等で構成する特別支援教育連絡会において、情報交換や協議を通じて、特別支援教育のさらなる充実を図るために、途切れずき間のない連携及び支援体制を構築する。

（５）特別支援教育の理解啓発

① 交流及び共同学習の推進

- ・各校の実態に応じて交流及び共同学習の内容の充実を図りつつ、学校における様々な学習場面を通して、特別支援教育に関する児童・生徒及び保護者の理解を深める。

② 副籍制度の実施

- ・特別支援学校の児童・生徒の状況と、地域指定校（※21）の実態に合わせて副籍制度（※22）を実施し、創意工夫のある取組等を情報共有して内容の充実を図る。

③ 保護者・市民等への理解啓発

- ・特別支援教育の推進、理解啓発のため、「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の理解啓発事業と連携した特別支援教育講演会等を開催する。
- ・リーフレットの作成、広報紙の活用等により、特別支援教育に関する情報を発信する。

- （※19）**サポートファイル**…子どもが生まれてからの成長の過程や生活の様子、医療や療育の記録などを保護者自らが記録するファイルのこと。保育園や小・中学校へ入園・入学する際や、医療機関や相談機関等で子どもの相談をする際に担当者に、子どもの日頃の様子や相談・支援の経過を伝えることができる。
- （※20）**立川就学前スタンダード 20**…平成 29 年度 幼保小中連携協議会において作成した、就学前から就学までをつなぐ子どもの育ちの視点を共有するためのツール。
- （※21）**地域指定校**…副籍制度により、特別支援学校の児童・生徒が副次的に籍を置く地元の小・中学校のこと。
- （※22）**副籍制度**…特別支援学校に在籍する児童・生徒が、自宅を学区とする地元の小・中学校に副次的に籍を置き、様々な交流を図る制度。

5 学校運営の充実

（１）児童・生徒等への支援

① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の一層の活用を図るとともに、子ども家庭支援センターや主任児童委員・民生委員等による地域での支援を通し、児童・生徒等が抱える課題の解消を図る。

② 教育支援センターによる支援

- ・不登校児童・生徒の学習指導や教育相談、社会生活への適応に向けた支援等、在籍校や関係機関等と連携を図り、一人ひとりに寄り添った支援を行う。
- ・ケース会議（※23）等を適宜実施し、不登校児童・生徒に対する早期の支援や学校等の取組の支援を検討する。
- ・教育支援センターが作成する通室児童・生徒の個別の指導記録を在籍校と共有し、登校支援シートの作成を支援する。
- ・教育支援センターにおける ICT 機器の活用による遠隔支援や不登校等対応チームの活用を推進し、不登校児童・生徒の登校支援及び社会的自立に向けた取組の充実を図る。

③ 外国にルーツをもつ児童・生徒に対する支援の推進

- ・多文化共生のまちづくりの実現に向けて、関係機関と連携し、外国にルーツをもつ児童・生徒に対する支援を行う。

(2) 学校運営への支援

① 「学校における働き方改革」の推進

- ・「立川市 学校における働き方改革総合プラン」を踏まえた具体的な業務改善に資する取組を行う。
- ・各学校において一定期間以上の学校閉庁日を設け、教職員の計画的な休暇の取得を図る。教職員が心身の健康を保持するために、法令に基づいた健康診断やストレスチェックを行い、体調不良の未然防止に努める。
- ・校務支援システムやタブレット PC の活用方法の共有や出退勤管理システムを活用した教職員の勤務状況の把握、夜間等における電話対応の音声案内の活用など、教職員の働き方に関する意識を変革し、学校教育の質の維持向上を目指す。

② 学校事務共同実施の推進

- ・市内3か所に設置した学校共同事務室と、市内各小・中学校の事務体制の充実を図る。

③ 学校への人的支援の充実

- ・学校支援員、副校長補佐(※24)、スクール・サポート・スタッフ(※25)、中学校部活動指導員(※26)、学校図書館支援指導員等を活用し、学校経営の安定化や教職員の業務負担の軽減を図る。

④ 私費会計事務の機能強化

- ・令和2年4月に市内小・中学校全校で事務の共同実施を開始し、私費会計事務の標準化が完全実施された。引き続き共同事務室のサポートのもと、標準化マニュアル等に基づき、学校管理職及び学校事務職員間の連携を一層強化して、小・中学校全校で統一かつ適切に事務を遂行する。
- ・私費会計事務については会計事故防止の観点に加え、国及び東京都が進める「学校における働き方改革推進プラン」及び「学校徴収金ガイドライン」に示された方針に沿い、学校管理職のリーダーシップのもと、学校管理職、教員、学校事務職員がそれぞれの役割分担に応じて組織的に対応する。特に未納対応は、学校事務室だけでなく学校全体で組織的に取り組む。
- ・私費会計事務の執行責任者は学校長であることを改めて認識し、学校長は必要教材の精査や、希望品を保護者が直接業者から購入する方向にシフトさせる等、学校徴収金の総額を減らすことも併せて推進する。

⑤ 学校給食費の公会計化の実施

- ・文部科学省から示された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」や他市の先行導入事例を参考に、庁内関係部署と連携を図りながら令和5年度に順次学校給食費の公会計化を実施する。

⑥ 学校保健会事業の在り方に係る検討

- ・児童・生徒健康診断、教職員健康診断、学校保健会事業の在り方について事業の見直し等、三師会と連携して検討を行う。

- (※23) **ケース会議**…児童・生徒の主に問題行動等に対して、学校と関係する外部機関（児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、民生児童委員、等）が連携・協力し、各々ができる支援等を示し合い、児童・生徒、または家庭に対する総合的な支援の方向性や具体的な方策等を話し合う会議。
- (※24) **副校長補佐**…副校長の業務を補佐する会計年度任用職員。
- (※25) **スクール・サポート・スタッフ**…教員に代わって学習プリントの印刷等の補助的業務を行う会計年度任用職員。
- (※26) **中学校部活動指導員**…顧問教員に代わって専門的な技術指導や休日の大会引率等を行うことができる会計年度任用職員。

6 教育環境の充実

（１）環境整備の推進

① 計画的な学校施設の改修

- ・公共施設再編個別計画に基づき策定された施設整備計画に沿って、児童・生徒の安全面を考慮しながら、建替及び改修等の施設整備を進める。

② 学校間ネットワーク及び統合型校務支援システムの運用

- ・「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（文部科学省）」に準拠した情報セキュリティの確保を行うとともに、学校間ネットワーク及び統合型校務支援システムを活用し校務事務の効率化を進める。また、システムの円滑な運用のため、ヘルプデスクや校務支援サポーター等により教職員の支援を行う。

③ 児童・生徒の一人１台タブレットPC活用の環境整備

- ・国のGIGAスクール構想に基づき導入した一人１台タブレットPCを効果的に活用して、児童・生徒の学習活動の充実を図るため、計画的に周辺機器の更新やリース契約満了後のシステム構築を行い、安定的な学習環境の整備を進める。

（２）災害時の対応

① 災害時の的確な対応

- ・地震や台風などの災害時に児童・生徒の安全を確保するとともに、学校が一次避難所として機能できるよう教育委員会事務局職員及び学校教職員が防災担当部署と連携して災害時の対応を行う。

Ⅲ 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上 ～学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む～

7 ネットワーク型の学校経営システムの拡充

(1) 「立川市民科」について

① 「立川市民科」の充実

- ・地域に根ざした探究的な学習を展開させるため、各学校・各中学校区で地域の特色を整理し、保護者、地域、専門家、企業、行政等の様々な関係者の力や、自然環境や施設等の地域環境を生かした学習づくりを推進する。
- ・身近な地域における社会的事象の特色や相互の関連等を多角的に学ぶため、小学校社会科副読本「わたしたちの立川市」・中学校社会科資料集「たちかわ」を活用し、立川市民科を推進する。

② よりよい社会づくりに向けた取組の推進

- ・立川市民科の実践を発表する機会を設け、広く周知し理解を求める。
- ・地域の方々や保護者と一緒に立川市民科の学習に取り組む機会として、立川市民科公開講座を実施する。
- ・認知症に関する正しい知識と理解を促す認知症サポーター養成講座（小4）、地域の歴史、文化、産業などの知識を検定方式で学ぶ「立川シビックプライド（※27）」（小5・中1）、救命救急に関する学習を含む防災教育（小6・中2）、を小・中学校全校で実施し、立川市への共通理解を深めるとともに、地域等に貢献する力を育む。

(2) ネットワーク型の学校経営の推進

① 地域と連携した学校づくりの推進

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部が一体となり、教育活動を展開する学校運営を推進する。
- ・学校と保護者・地域等が連携した教育活動を強化するために、授業や学校行事の積極的な公開や学校支援ボランティアの積極的な活用を推進する。
- ・地域とともにある学校経営を推進するため、学校ホームページを活用し、きめ細かく情報を発信する。
- ・学校評価（児童・生徒評価、保護者評価、学校運営協議会評価）を実施し、結果を分析し、学校経営の改善につなげる。

(3) キャリア教育の推進

① 自己実現への意欲・態度の育成

- ・生徒指導提要进行を踏まえ、キャリア教育全体計画を作成し、自己の生き方やキャリア形成を考えさせ、主体的にまちや社会と関わり自己実現を図ろうとする意欲や態度を培う。
- ・「立川夢・未来ノート（※28）」を年間指導計画に年間3回以上位置付け、計画的に活用する。

② 職業観・勤労観の育成

- ・「立川市民科」や中学生の職場体験学習の充実を図り、小・中学生の望ましい職業観・勤労観を育成する。

③ 大学・研究機関との連携

- ・研究機関や大学、産業界等との連携を強化し、教育活動や教員研修等の一層の充実を図る。

④ 地域の教育力の活用

- ・児童・生徒の学習支援や学校生活支援の充実に向けて、保護者や地域住民との連携・協力体制の構築をさらに推進する。
- ・児童・生徒の学びの充実に向けて、地域とのつながりを強化し地域の教育力を活用するため、地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）（※29）を中心として「地域学校協働本部事業」を実施し、地域による学校支援を組織的に展開する。

⑤ 職場体験学習の充実

- ・キャリア教育の充実に向け公的施設や事業所、諸団体と連携・協力する体制づくりを進め、職場体験学習の充実を図る。

（４）学校と家庭の連携

① 家庭学習の習慣化

- ・教務主任会や小中連携担当者連絡会において各学校の取組を共有し、家庭学習の習慣化に向けた取組を強化する。
- ・家庭学習の実践例や活用する教材を共有し、タブレット PC を活用した家庭学習の取組の充実を図る。

（５）クラブ活動・部活動等の充実

① 地域との連携

- ・大学や関係団体等と連携してクラブ活動や部活動ガイドラインを遵守した部活動を実施し、学校生活の充実を図るとともに、スポーツ、文化、科学、芸術に親しみ追究する資質や能力を高める。
- ・休日部活動の地域移行に向けて、関係機関等と検討を進め、段階的な導入を目指す。

（※27）**立川シビックプライド**…立川に興味をもち、愛着を深めるために取り組んでいる事業で、地域の歴史、文化、産業などの知識を検定方式で学ぶことができる取組。

（※28）**立川夢・未来ノート**…児童・生徒が学んだことや考えたことを記録し、自分自身を見つめ、将来の夢や目標に向かって進んでいく力を身に付けることを目的とした取組。小学校6年間、中学校3年間使用し、次の学年に引き継げるように作成する。

（※29）**地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）**…地域学校協働本部事業において、学校とボランティア等の外部人材をつなぐ役割を担う者。

8 幼保小中連携の推進

(1) 幼保小中連携教育の充実

① 小中連携による教育活動の円滑な接続

- ・9年間の発達や学びの連続性を見通した教育課程の円滑な接続を図る。教務主任会や小中連携担当者連絡会等において推進方法や学校経営方針等を共有するとともに、児童・生徒による協働学習や交流、教職員が相互に協力・連携した教育活動を推進する。

② 幼稚園・保育園との連携を踏まえた小中連携教育の充実

- ・幼稚園・保育園との連携を踏まえて、小中連携教育をさらに充実させ、中学校区が一体となった教育活動を推進する。
- ・これまでの幼稚園・保育園との連携による実践を踏まえ、「立川就学前スタンダード 20」の普及と活用を図る。また、幼児・児童・生徒に身に付けさせたい力を共有し、就学前から中学校までの連続性を見通した教育活動を進める。
- ・未就学児に小学校生活を体験させる等の相互交流を計画的に実施し、幼稚園及び保育園と小学校との円滑な接続を図るスタートカリキュラムの実践、改善を進める。

9 児童・生徒の安全・安心の確保

(1) 安全教育の推進

① 安全教育プログラムの活用

- ・安全教育プログラムを活用して「必ず指導する基本的事項」の徹底を図り、危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる。

② 登下校の安全対策

- ・シルバー人材センター会員や保護者など地域の方々と学校との連携により登下校時における児童の交通事故や犯罪被害を防ぎ、地域全体で児童の安全確保に取り組む。
- ・学校や地域が連携して行っている通学路の見守り活動を補完し、更なる安全確保を図るため全小学区に設置した防犯カメラの維持、管理及び充実に向けて検討する。
- ・若葉台小学校における児童の安全を確保するため、地域の協力を進めるとともに、交通ルール指導員の配置について検討する。
- ・通学路安全推進会議における協議を経て教育委員会において承認された「通学路安全プログラム」に基づく通学路の合同点検を家庭、地域及び関係機関と連携して実施し、その結果を取りまとめて周知する。

(2) 防災教育の推進

① 自然災害についての知識の習得

- ・災害に対する知識・理解を深めるとともに、危険から身を守り、迅速かつ最善の行動力を発揮できるようにするため、理科と社会科に位置付けられた災害や防災に関する学習や、東京都の「防災ノート～災害と安全～」等を積極的に活用して学校における避難訓練や安全指導等を行う。

② 自然災害への対応

- ・学校が行う防災体験学習に加え、地域と連携した防災訓練への積極的な参加を促し、地域の一員としての自己の役割の理解や個々の防災対応力を高める。

③ 家庭との連携

- ・「東京マイ・タイムライン（※30）」やタブレット PC を活用した防災教育の家庭学習を推進する。

（３）学校の危機管理マニュアルの評価・見直し

①危機管理マニュアルの改善

- ・学校保健安全法に基づき、地域等の実態に応じて作成した危機管理マニュアルについては、評価・見直しガイドラインや生徒指導提要等を踏まえて常に評価・改善を行う。また、校内研修などを通じて全教職員が共通の認識の下で事故・災害等への対応に当たることができるようにする。
- ・危機管理マニュアルの内容については、保護者や地域、関係機関との周知・共有を図り、地域全体で児童生徒等の安全確保に向けた取組を推進する。

（※30）東京マイ・タイムライン…風水害からの避難に必要な知識を習得しながら、適切な避難行動を事前に整理できるワークシート。